

平成 23 年 4 月から「障害年金加算改善法」が施行されます。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が 1 級または 2 級に該当する方に加算を行っていましたが、平成 23 年 4 月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うことになります。

平成 23 年 3 月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時（※）から加算の対象となります。※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

平成 23 年 4 月からは加算の範囲が拡大されます！

- 平成 23 年 4 月 1 日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時（※）から加算の対象となります。
※平成 23 年 3 月 31 日における生計維持関係を確認することになります。
- 平成 23 年 4 月 1 日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点（※）から加算の対象となります。
※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成 23 年 4 月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法 1 級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。
- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは
母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

◆照会先

【障害年金加算改善法について】（年金の手続については、平成 23 年 4 月 1 日以降に手続きをお願いします。）

・水戸南年金事務所 TEL 029-227-3251

【児童扶養手当について】

・社会福祉課（玉造庁舎） 児童扶養手当担当 TEL 0299-55-0111 内線 118

総務省 茨城県テレビ受信者支援センター（デジサポ茨城）主催

地上デジタル放送臨時相談会

— 4月12日（火）～5月1日（日） —

今年7月24日（日）、テレビのアナログ放送が終了し、地上デジタル放送（以下、「地デジ」）に完全に移行されます。4月1日現在で残すところ約110日あまりとなり、来たる7月24日（日）までに地デジの受信対応がお済みでない場合は、テレビをみることができなくなります。

このたび、『総務省 | 茨城県テレビ受信者支援センター（デジサポ茨城）』では、住民の皆様がスムーズに地デジに移行できるよう、臨時相談会（無料）を、麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館の3会場で開催いたします。相談会では、地上デジタル放送を受信するために必要な情報のほか、

- 地上デジタル放送を見られるようにするにはいくら掛かるの？
- 今のアナログテレビをそのまま使ってみるにはどうすれば？
- 『UHFアンテナ』に交換しないとみられないって聞いたけど？
- アンテナをどこに向ければ、地上デジタル放送を受信できるの？



など、ご自宅やお住まいの地域で地上デジタル放送を受信するための具体的な相談に『デジサポ茨城』の専門スタッフが対応いたします。また、状況により簡易受信確認も実施いたします。但し、申込み多数の場合、翌日以降となります。相談会の事前予約は必要ありませんので当日はお気軽に会場へ足をお運びください。

◇開催場所及び開催日時◇

4月12日（火）～5月1日（日）						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
麻生公民館 1F ロビー 午前（10時～午後4時）						
18	19	20	21	22	23	24
北浦公民館 1F 講義室 3（10時～午後4時）						
25	26	27	28	29	30	5/1
玉造公民館 1F 談話室（10時～午後4時）						



【地上デジタル放送臨時相談会に関するお問い合わせ先】

総務省
茨城県テレビ受信者支援センター
（デジサポ茨城 相談会グループ）

TEL 029-303-2601
（平日／午前9時から午後6時まで）

電話による相談も受け付けております

でんわ、急げ！
デジサポへ

電話相談窓口

029-307-0101

地デジコールセンター 0570-07-0101
受付時間 平日 9時～21時
土日・祝 9時～18時